

東住吉区今川連合地域振興会会則

制定令和 2年 11月 21日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、今川連合地域振興会（以下「今川連合町会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所を大阪市東住吉区今川4丁目23番7号、今川福祉会館に置き事務局とする。

(目的)

第3条 本会は、地域の連帯感をたかめ、人間性豊かで潤いのある町づくりに努めるとともに、大阪市政及び東住吉区政の円滑化並びに日本赤十字社の事業に協力し、もって地域社会の福祉の増進とその向上発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、各振興町会（以下「町会」という）及び区地域振興会との連絡調整を図るとともに、事業の計画推進及び助成等、今川連合町会が必要と認める事業を行う。

(組織)

第5条 本会は、次の町会をもって組織する。

駒川2町会	西今川2北町会
西今川2中町会	西今川2南町会
西今川3北町会	西今川3南町会
西今川4西町会	西今川4北町会
西今川4南町会	東今川第1町会
東今川第2町会	東今川第3町会
今川中1町会	今川中2町会
今川第1町会	今川第2町会
今川第3町会	

第2章 役 員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長	2名（内1名は総務部長）
会計部長	1名
会計監事	2名
部長	各1～2名

（役員職務）

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3、各部長は会長及び副会長を補佐する。

（役員選任）

第8条 本会の会長は、町会長会議の推薦による。

- 2、副会長、各部長、会計監事は町会長の職にあるものから、会計部長は町会長または、連合の会計に精通する者の中から町会長会議の承認を得て選任する。

（役員任期）

第9条 本会の役員任期は2年とする。ただし再任を妨げないものとする。補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

（役員組織及び招集）

第10条 役員会は三役会及び拡大役員会とし、会長が招集するものとし、次の者をもって組織する。

- (1) 三役会 会長・副会長・総務部長
- (2) 拡大役員会 三役会と会長が指名する者。

- 2、役員会の招集は開催日の2週間前までに組織する者に通知しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りでない。

（町会長会議の組織及び招集）

第11条 町会長会議は第5条の町会長と連合女性部長をもって組織し、連合会長が招集する。

- 2、町会長会議は原則として月1回開催する。ただし必要のある場合は臨時に開催することができる
- 3、町会長会議の招集は開催日の2週間前までに組織する者、（事務局職員を含む）に通知しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りでない。
- 4、町会長、女性部長が、やむを得ない事情により欠席する場合、事前に事務局に届け出、承認を得た上副会長等代理の者を出席させることができる。

（議長）

第12条 役員会及び町会長会の議長は連合会長とする。ただし拡大役員会等で

必要がある場合は、会長が指名する者が議長となることができる。

(決議の要件)

第13条 役員会及び町会長会の決議は全会一致を原則とし、これによりがたい場合は出席者の3分の2の議決をもってこれを決す。

(顧問・相談役)

第14条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2、顧問及び相談役は、連合会長として永年勤続し、功労があり、引き続き地域振興会に協力できる者のうち、町会長会の承認を得て選任するものとする。
- 3、行政に精通した相談役を、町会長会議の承認を得て、会長が委嘱することができる。

第 3 章 部 会

(業務の分掌)

第15条、本会に、その業務を分掌させるため、次の部を置く。

- 1、総務部
- 2、会計部
- 3、社会福祉部
- 4、環境事業部
- 5、災害救助部
- 6、厚生部
- 7、防犯部
- 8、交通部
- 9、青少年部
- 10、子供育成部
- 11、保健衛生部
- 12、女性部

(部の組織等)

第16条、本会の分掌業務を遂行するため、各部に部長1～2名を置く。

(総務部)

第17条、総務部は次の業務をつかさどる。

- 1、本会の組織及び各部・各種団体との連絡調整に関すること。
- 2、本会の予算及び決算に関すること。

(会計部)

第18条、会計部は次の業務をつかさどる。

- 1、本会の会計に関すること。

(社会福祉部)

第19条、社会福祉部は次の業務をつかさどる。

- 1、住民の福祉厚生に関すること。
- 2、地域振興事業に関すること。
- 3、共同募金等の協力に関すること。
- 4、生涯学習及び人権啓発事業に関すること。

(環境事業部)

第20条、環境事業部は次の業務をつかさどる。

- 1、環境事業に関すること。

2、 公害防止に関すること

(災害救助部)

第 21 条、災害救助部は次の業務をつかさどる。

- 1、 災害救助に関すること
- 2、 その他災害に関すること

(厚生部)

第 22 条、厚生部は次の業務をつかさどる。

- 1、 体育とレクリエーションの普及奨励に関すること。
- 2、 地域の青少年活動への協力及び青少年対策事業の推進に関すること。

(防犯部)

第 23 条、防犯部は次の業務をつかさどる。

1. 防犯に関すること
2. 地域の安全を守るための啓発活動に協力すること

(交通部)

第 24 条、交通部は次の業務をつかさどる。

- 1、 交通安全啓発に関すること。
- 2、 地域の交通に関すること

(保健衛生部)

第 25 条、保健衛生部は次の業務をつかさどる。

- 1、 衛生事業（献血運動をふくむ）に関すること。
- 2、 衛生保険教育の普及に関すること。

(青少年部)

第 26 条、青少年部は次の業務をつかさどる。

- 1、 青少年の健全育成に関すること
- 2、 青少年各団体との連絡調整に関すること。

(子供育成部)

第 27 条、子供育成部は次の業務をつかさどる。

- 1、 子供たちの健全育成に関すること。
- 2、 こども会との連絡調整にかんすること。

(女性部)

第 28 条 女性部は次の業務をつかさどる。

- 1、 女性の各種事業に関すること。
- 2、 各部事業への協力に関すること。

第4章 会計

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2、本会の当該年度の歳入歳出の予算及び決算は年度終了後2ヶ月以内に町会長会議に報告し承認を得なければならない。

(経費)

第30条 本会の会計は次のものをもって充てる。

- 1、 分担金
- 2、 補助金及び交付金
- 3、 寄付金
- 4、 財産から生ずる果実
- 5、 その他の収入

(慶弔)

第31条、本会の構成員等に関する慶弔は別に定める慶弔規定による。

第5章 補 則

(会則の改廃)

第32条、本会則の改廃は町会長会議の決議によるものとし、第13条の決議要件による。

付 則 1、この会則は平成28年4月1日より施行されている東住吉区地域振興会会則に則り令和2年12月1日から施行する。